

## はじめに

### ○ 総合計画に関する沿革

地方自治法第2条第4項には「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されています。

鎌倉市の総合計画は、昭和51年9月に最初の基本構想が議決され、これに基づき昭和54年9月に（第1次）鎌倉市総合計画の基本計画（昭和55年度～60年度）が策定されました。

第2次鎌倉市総合計画（昭和61年度～平成7年度）は、基本構想期間が10年間で、前後期各5年間の基本計画が定められました。

その後、基本構想期間が30年の第3次鎌倉市総合計画が策定され、その当初10年間の第1期基本計画に引き続く、第2期基本計画（平成18年度から平成27年度）が定められました。

この第2期基本計画において、平成18年度から5年間の前期実施計画を進めてきましたが、今回、ローリングを行い、平成21年度から5年間の中期実施計画を策定しました。

### ○ 第3次鎌倉市総合計画の構成

鎌倉市の総合計画は、基本構想と基本計画、そして実施計画の3層で構成されています。

### ○ WEB版中期実施計画について

かまくら GreenNet（市の公式ホームページ）から経営企画課のホームページをご覧ください（WEB版中期実施計画は、平成21年度に作成予定）。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

WEB版中期実施計画はこの実施計画書を補完するもので、主にその進行管理（事業の各年度に係る事業工程、予算額、実績、決算額など事業の進捗状況）について時系列で記載していくものとします。